

お車をご使用のかたには、法律（道路運送車両法）で、ご使用者の安全と車の事故を未然に防ぐため、**1日1回走行前の仕業点検**と**6・12か月ごとの定期点検**を行なうことが義務づけられています。

■ 法定点検

詳細は、別冊「整備手帳」をご覧ください。

2輪の小型自動車（251cc.以上）は2年ごとに国で定めている道路運送車両の検査のうち継続検査を受けなければ使用できません。期間満了前**に必ず**お受けください。